

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年3月31日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

恩田町日影山特別緑地保全地区緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

青葉区恩田町

3 契約日

令和3年12月6日

4 履行日又は履行期間

令和3年12月6日から令和4年3月31日まで

5 契約金額

610,500円

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称：株式会社倉本造園

所在：横浜市青葉区美しが丘4-17-10

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

恩田町日影山特別緑地保全地区内の擁壁の表面の一部が剥離して歩道上に落下したほか、複数箇所で表面のぐらつきが発生しており、隣接する歩道上への落下が想定される危険な状況であったため随意契約しました。

8 契約の相手方の選定理由

「横浜市内公園緑地等に係る災害時の応急処置等の協力に関する協定」に基づき、災害協力業者リストの中に記載があり、必要な資機材や人材等を確保でき迅速に対応できる「株式会社倉本造園」を選定しました。

9 所管課

環境創造局緑地保全推進課